【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成27年3月4日

【会社名】 パス株式会社

【英訳名】 PATH corporation

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

【電話番号】 03(6823)6011(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 村尾 正和

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

【電話番号】 03(6823)6011(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 村尾 正和

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

(発行価額の総額) 5,950,000円

(新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額)

283,900,000円

(注) 1 本募集は、平成27年3月4日開催の当社取締役会決議 に基づき、ストック・オプションの付与を目的として 新株予約権を発行するものであります。

- 2 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本件届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合 及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、発 行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ き金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	8,500個(新株予約権1個につき目的となる普通株式数は100株)				
発行価額の総額	5,950,000円				
発行価格	新株予約権1個につき700円(新株予約権の目的である株式1株当たり7円)				
申込手数料	該当事項はありません。				
申込単位	1個				
申込期間	平成27年3月20日(金)~平成27年3月30日(月)				
申込証拠金	該当事項はありません。				
申込取扱場所	パス株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門五丁目 1 番 5 号				
払込期日	平成27年3月31日(火)				
割当日	平成27年3月31日(火)				
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神谷町支店 東京都港区虎ノ門五丁目1番5号				

- (注)1、本新株予約権は、平成27年3月4日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。
 - 2.申込みの方法は、申込期間内に、本新株予約権の割当てを受ける者と当社との間で、本新株予約権割当契約 (総数引受契約に相当する。)を締結するものとします。
 - 3.本新株予約権の募集は、ストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して第三者割当の方法により新株予約権を割り当てるものであります。
 - 4.本募集の対象となる者の人数及び発行数は以下のとおりであります。ただし、これは割当予定数であり、引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

割当対象者	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	2名	5,000個
当社社外取締役	1名	750個
当社監査役	1名	500個
当社社外監査役	2名	650個
当社執行役員	1名	500個
当社従業員	4名	540個
当社子会社取締役	3名	340個
当社子会社従業員	3名	220個
合計	17名	8,500個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる	当社普通株式				
 株式の種類	 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。な				
	お、単元株式数は100株である。				
新株予約権の目的となる	本新株予約権の目的である株式の総数は、850,000株とする(本新株予約権1個当たりの目				
株式の数	的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。)。				
	なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、株式分割(当社普通株式の無償割当を含				
	む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の数式により調整されるものとする。但				
	し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的で				
	し、がかる調差は、年前休子が確めづら、当該時点で1] 使されていない新休子が確め合いて ある株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切				
	り捨てるものとする。				
	調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率				
	また、本新株予約権の割当日後、合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他				
	これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数				
	は適切に調整されるものとする。				
新株予約権の行使時の払	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法				
込金額	(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以				
	下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。				
	(2) 行使価額は、金327円とする。				
	2.当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割または株式併合行う場合、次の算式により				
	行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。				
	調整後行使価額 = 調整前行使価額÷分割(または併合)の比率				
	3.本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行ま				
	たは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の				
	処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額				
	を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。				
	文付普通株式数× 1 株当たり				
	既発行普連株式数+――――――――――――――――――――――――――――――――――――				
	調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×				
	成光门 首連休式数 * 文刊 首連休式数				
	なお、上記算式において「既発行普通株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式				
	総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。				
	┃ 4.上記本欄2項及び3項に掲げるほか、当社が、本新株予約権の割当日後、他社と合併す ┃				
	る場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とす				
	る場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとす				
	3 .				
新株予約権の行使により	金283,900,000円				
株式を発行する場合の株	上記金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の				
式の発行価額の総額	合計額を合算した金額であり、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び				
	当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。				
新株予約権の行使により	1.本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、33,400円(本				
株式を発行する場合の株	新株予約権1個の発行価格と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合計した金				
式の発行価格及び資本組	額)を、当該行使請求の時点において有効な割当株式数で除した金額となり、本新株予				
入額	約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象と				
	なった本新株予約権の数に33,400円(本新株予約権1個の発行価格と新株予約権1個の				
	行使に際して払い込むべき金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点				
	 において有効な割当株式数に当該行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じた数				
	で除した金額となる。				
	│ │ 2 .本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金額は、会社計算│				
	規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算				
	の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。				
	3 . 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上				
	1 記2.記載の首本金寺増加限度組から、「記2」に正める増加する首本金の組を減した!				
	記2.記載の資本金等増加限度額から、上記2.に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。				

新株予約権の行使期間	平成28年10月3日(月)から平成31年10月1日(火)までとする。
新株予約権の行使請求の	1 . 新株予約権の行使請求受付場所
受付場所、取次場所及び	パス株式会社 管理本部
払込取扱場所	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
3111	2.新株予約権の行使請求取次場所
	該当事項なし
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社みずほ銀行の神谷町支店
	東京都港区虎ノ門五丁目1番5号
 新株予約権の行使の条件	1 . 新株予約権者は、当社が東京証券取引所に提出する)平成28年3月期決算短信に記載
37771 3 M31E 3713 (23 33 11 1	された連結経営成績(連結経営成績を作成していない場合は、経営成績。以下、同
	じ。)における当期純利益が黒字の場合、または)平成29年3月期決算短信に記載さ
	こ。 / にも / と と
	本新株予約権を行使することができる。
)の場合
	平成28年10月 3 日より 2 年間
) の場合
	当該決算短信公表日の翌日より2年間
	約権を行使することができる期間は、)の場合に規定する期間とする。
	2 ・ 初待の
	(これらいずれかの地位を任期満了、社内規則に従って退任または退職した後に、これ
	らいずれかの地位に就任する場合を含む。)を要する。
	3 . 上記 2 . にかかわらず、新株予約権者に対して解任または免職もしくは懲戒解雇が行わ
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	4.上記2.にかかわらず、新株予約権者は、故意または重大な過失によって、当社に甚大
	な損害を与えた場合は、本新株予約権を行使することができない。
	5.上記2.にかかわらず、新株予約権者は、禁固以上の刑に処せられた場合、判決の確定
	以後、本新株予約権を行使することができない。
	6.上記2.にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行
	使することができない。
	7、各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 自己新株予約権の取得の	1 . 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約も
事由及び取得の条件	しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画に
ず四次の状形の水川	ついて株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた
	場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を
	一場自は、当性は、当性取締収去が別途をめる自め到れをもうで、本別体が制度の主品を 無償で取得することができる。
	ここがは、「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
	ことができる。
 新株予約権の譲渡に関す	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
る事項	MX/XにののですがIN J MJEVが同にしていては、当江4X型以及いが晩と安するものしずる。
つま点 代用払込みに関する事項	
「いりなんかに対する事点	以コチベのし

組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条 件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を 調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の 目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日 のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日 までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(注)1.本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名(電子署名を含む。)の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に提出する(電磁的方法による行使請求を含む。)ものとする。なお、「新株予約権行使請求書」の行使請求受付場所での受付は、かかる行使請求受付場所の営業日に限るものとします。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際し払込みをなすべき行使価額の全額(以下「払込金」という。)を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
- (3) 行使請求受付場所に新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを取り消すことはできません。
- 2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本件新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求の受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3 . 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとします。

4. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

5. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとします。

6.株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後速やかに、当該本新株予約権をこうした者の本人名義の振替口座 簿への記載又は記録により、当該本新株予約権の目的である株式を発行又は移転するものとします。 なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、 これを切り捨てるものとすします。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)	
283,900,000	5,000,000	278,900,000	

- (注) 1.払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額5,950,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である277,950,000円)を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使による払込みにつきましては、新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により変更される可能性があります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

今回の新株予約権の募集は、当社の中長期的な企業価値の増大及び業績拡大と新株予約権者の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上に対する一層の意欲及び士気の向上を目的として、当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員に本新株予約権を割り当てるために行うものであり、資金調達を目的としておりません。

また、本新株予約権の行使に際してなされる払込みは、当該行使の決定が将来の行使期間における各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に織り込むことは困難です。

したがって、本新株予約権の行使に際してなされる払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定ですが、具体的な金額及び支出予定時期については、行使に伴う払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第24期)及び四半期報告書(第25期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成27年3月4日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年3月4日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)の提出日(平成26年6月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月4日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年6月27日開催の第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決された。

当会社の商号については、平成26年7月1日をもって、イー・キャッシュ株式会社(英文では ecashcorporation)から、パス株式会社(英文ではPATH corporation)への変更、並び、同日付で本店所在地を東京都渋谷区より東京都港区へ変更を行う。

また、本定時株主総会終結の時をもって、当社発行可能株式総数については、26,000,000株から33,000,000株に変更することから、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加等、株主総会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第13条(招集権者及び議長)を変更、役付取締役の呼称を新たに追加(最高経営責任者(CEO)及び最高執行責任者(COO)することから、現行定款第20条(代表取締役及び役付取締役)を変更、取締役会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第21条(取締役会の招集権者及び議長)を変更、機動的な剰余金の配当が可能となるよう、現行定款第42条(剰余金の配当)を変更、配当金の除斥期間における配当金支払については付利を行わない旨、現行定款第44条(配当金の除斥期間)を変更及び平成26年4月1日付の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、第7条(単元株式数)の新設と、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、中村晋一、柴田励司、瀧谷知之、高橋義昭を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、福田優、木寅雅之、西澤滋史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果決議事項替成(個)反対(個)棄権(個)可決要素決議の結果

の安什並びに当めが磁の温	不八战争权负从		ノ来催(四)つ	八女东八城 0///	*
決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要素	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	35,090	126		(注)1	可決 (99.6%)
第2号議案				(注)2	
中村 晋一	35,034	167			可決(99.5%)
柴田 励司	35,035	166			可決(99.5%)
瀧谷 知之	35,032	169			可決 (99.5%)
高橋 義昭	35,014	187			可決(99.5%)
第3号議案				(注)2	
福田優	35,022	179			可決 (99.5%)
木寅 雅之	35,046	155			可決 (99.6%)
西澤 滋史	35,045	156			可決 (99.6%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成であります。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年2月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

- 2 報告内容
 - (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社 P A T H マーケット 住所 : 東京都港区虎ノ門五丁目 1 番 5 号

代表者の氏名:代表取締役 柴田 励司

資本金 : 50,000千円 (平成26年12月31日現在)

事業の内容 : インターネット、カタログ等による通信販売業。その他、商品の企画、製造、加工、販

売、輸出入並びにその他受託

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議 決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前: - 千円 異動後: 40,000千円

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前: - % 異動後: 80.0% (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、EC事業の早期展開を図る事を目的に、同事業のノウハウや実績を持つ、株式会

社ジークス社と共同出資事業を行うため株主間契約を締結し、株式会社PATHマーケットを設立しております。当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に

相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日:平成26年12月5日

(平成27年2月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年11月27日の当社取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決議し、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、それにより、連結会社の、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2、第3号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- . 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく、子会社取得の件。
- (1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 :株式会社gift

本店の所在地:東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番1号

代表者の氏名:代表取締役社長 山本 由樹

資本金の額 : 45,000千円(平成26年12月31日現在) 純資産の額 : 46,068千円(平成26年12月31日現在) 総資産の額 : 318,602千円(平成26年12月31日現在) 事業の内容 : 雑誌「DRESS」の編集・出版等

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位:百万円)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	-	300	650
営業利益又は営業損失()	-	39	344
経常利益又は経常損失()	-	39	340
当期純利益又は当期純損失()	-	24	342

(注) 平成25年3月期は創業のため7ヶ変則決算で記載しております。

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 人的関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 取引関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

新規に開始するEC事業及び既存事業である決済代行事業、旅行事業をそれぞれ単体での成長を追求することと、各事業間においてシナジー効果を生み出し、新たなビジネスを創出することで事業規模の拡大と成長を目指すものであります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社giftの普通株式48,900千円アドバイザリー費用等3,903千円合計52,803千円

. 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づ

き、当社において特定子会社の異動の件。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 :株式会社gift

住所:東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目8番1号

代表者の氏名:代表取締役 山本 由樹

資本金 : 45,000千円 (平成26年12月31日現在) 事業の内容 : 雑誌「DRESS」の編集・出版

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前: - 千円 異動後: 52,803千円

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前: - % 異動後:81.5%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、新規に開始するEC事業及び既存事業である決済代行事業、旅行事業をそれぞ

れ単体での成長を追求することと、各事業間においてシナジー効果を生み出し、新たなビジネスを創出することで事業規模の拡大と成長を目指すものであります。当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社

に該当することとなりました。

異動の年月日:平成26年12月26日

. 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく、特別利益計上の件。

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年2月13日(第25期第3四半期報告書提出日)

(2) 当該事象の内容

平成27年3月期第3四半期におきまして、株式会社giftの株式取得に伴う負ののれん発生益33,642千円が発生しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成27年3月期第3四半期の連結決算におきまして、上記の負ののれん発生益33,642千円を計上いたしました。

3. 資本金の増減

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書(第24期)の提出日(平成26年6月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年3月4日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減	発行済株式総数残高	資本金増減額	資本金残高
	数(株)	(株)	(千円)	(千円)
平成26年 6 月27日 ~ 平成27年 3 月 4 日	1,918,500	10,215,300	136,618	947,819

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成25年4月1日	平成26年 6 月27日
	(第24期)	至	平成26年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自至	平成26年10月 1 日 平成26年12月31日	平成27年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 パス株式会社(E05674) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清和監查法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大塚貴史 印

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 イー・キャッシュ株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度 の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・キャッシュ株式会社の 平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イー・キャッシュ株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 F

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

イー・キャッシュ株式会社

取締役会 御中

清和監查法人

指定社員 实现会計士 第 悦生 印業務執行社員 公認会計士

指定社員 公認会計士 大塚貴史 印業務執行社員 公認会計士 大塚貴

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・キャッシュ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・キャッシュ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前事業年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、多額の営業損失及び当期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、新株予約権の行使による増資を行っている。
- 3.重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月23日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アトラスと貸付金額18,000千円の金銭消費賃借契約を締結することを決議し、平成26年5月30日に当該資金の貸付を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

从 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2 月12日

パス株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 筧 悦生 印

指定社員 公認会計士 大塚 貴史 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パス株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社は前連結会計年度において多額の営業損失及び当期純損失を計上し、当第3四半期連結累計期間においても、多額の営業損失及び四半期純損失を計上している状況であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該注記に記載されている通り、会社は当該状況を解消するため平成26年3月に行われた第三者割当増資による債務超過の解消を始めとした各種対策を検討しているものの、それらが実施途上であることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。